

B 景観形成基準措置状況説明書

粹なまち神楽坂地区	建築物の建築等
届出対象規模	建築物の高さ > 7 m 又は 延べ面積 > 300 m ²
景 観 形 成 基 準	
形態・意匠	
○形態意匠は建築物単体のバランスだけでなく、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。また、路地からの見え方に配慮し、路地景観を損なうおそれのない、落ち着いたものとする。	
上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。	
<input type="checkbox"/> 隣接する建築物とのスカイラインに配慮する <input type="checkbox"/> 隣接する建築物とのバランスも考慮して、圧迫感を軽減する工夫をする。 <input type="checkbox"/> 垣・さく・擁壁のデザインを工夫する <input type="checkbox"/> 路地からの見え方に配慮する <input type="checkbox"/> 建物の裏手が暗くならないような配慮や工夫をする <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 一階の軒線を強調したものとする <input type="checkbox"/> 周囲の建築物と調和した袖看板の規模や位置とする <input type="checkbox"/> 神楽坂通りからの見え方に配慮する
具体的な説明	
○路地沿いでは、和の風情に配慮した形態意匠とする。	
上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。	
記入欄	
○外壁の色彩や素材は、周囲のまちなみと調和した落ち着いたものとする。	
上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。	
記入欄	
○神楽坂通り沿いでは、壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする。	
上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。	
<input type="checkbox"/> 現在の規模を継承した間口とする <input type="checkbox"/> 神楽坂通り沿いではない <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 壁面の分節化をし、隣接する建築物との調和を図る
具体的な説明	

その他

○敷地内に歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、積極的にこれらをいかす。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 歴史的な建築物を活かす
 既存樹木を活かす
 従前の建築物の面影を残す
 歴史的な建造物や残すべき自然などはない
 その他()

具体的な説明

○隣接する建築物の壁面等の位置と調和した配置とする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 隣接する建築物と壁面の位置を揃える
 その他()

具体的な説明

○神楽坂通り沿いでは、接道部の床仕上げは石畳をイメージしたものなどとする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○神楽坂通り沿いでは、低層部には開口部を大きくとりショーウィンドウなどを設置する。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景をする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 設備・機械類は建物内に設置する
 敷地内に設ける設備・機械類の配置に工夫する
 室外機をバルコニー床置きとする
 室外機を天吊りにするが、水平方向から見えないように工夫をする
 設備・機械類を屋上に設置するため、水平方向から見えないように工夫をする
 その他()

具体的な説明

○附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景をする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 屋外階段(特に鉄骨階段)の見え方を工夫する
 駐車場の見え方を工夫する
 バイク置き場・駐輪場の見え方を工夫する
 車、バイク、自転車等が、整然と収まる工夫をする
 夜間景観に配慮し、シャッターは、透過性の高いものとする
 その他()

具体的な説明

○黒塀や石畳などが連続する場所では、その連続性に配慮した外構計画とする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○敷地内はできる限り緑化を行い、和の風情に配慮した樹種を選定する。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 和風植栽とする
 シンボルツリーの樹種、配置、見え方を工夫する
 屋上緑化や壁面緑化をする
 できる限り緑化をする
 その他()

具体的な説明

○魅力的な夜間景観の創出に配慮し、和の風情と調和した照明を行う。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 建物の入口や玄関の照明を工夫する
 美術的な工夫をする
 和の風情を感じさせるものとする
 建物の裏側が暗くならないように工夫をする
 その他()

具体的な説明

○ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮する。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、該当する項目にチェックをし、具体的な説明を記入して下さい。

- 建築物又は敷地内に屋外広告物を設置する予定はない 地域の賑わいに応じたデザインとする
- 住居、業務等の周辺環境に配慮したデザインとする 建築物の形態意匠や外構と一体的に計画する
- テナント用の屋外広告物は集約する、又は、設置位置を確保する
- その他()

具体的な説明

建築物の高さ>60m 又は 延べ面積>30,000㎡ の場合は以下の景観形成基準を加える。

形態・意匠

○色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

その他

○隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペースを新たに創出するなど、周辺景観に配慮した配置とする。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方に配慮するとともに、周辺の建築物のスカイラインとの調和を図る。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

○緑化にあたっては、生態系にも配慮した樹種の選定を行うとともに、積極的に屋上や壁面の緑化を行う。

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄